

貨物の無償輸出入

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2024年4月30日（NNA連載第1052回）

No.176

1. 貨物代金決済管理制度と無償輸出入

① 貨物代金決済の原則

中国の貨物代金決済に関する外貨管理制度は、通関実績と外貨決済実績の総量照合制度（匯発[2012]38号）。この外貨管理制度は、2012年8月からのもので、それ以前の様な、決済前の個別照合管理（契約書・インボイス・通関単の個別確認）は廃止されている。

但し、輸出入通関と対外決済一致の原則は不変。当該企業の、直近12か月の通関実績と決済実績に大きな乖離があれば、外貨管理局の立入り検査が行われ、企業の外貨管理ランクが降格される可能性がある。

② 無償輸出入の影響

外貨管理局の立入り検査対象となるデータの乖離に関し、匯発[2012]38号は、以下の様に規定。

- 1) 総量検査指標の何れかと地域の許容値とのかい離が50%以上の場合
- 2) 4期連続で地域の許容値を超過した場合
- 3) 輸出代金前受金、輸入代金前払金、ユーザンス輸出、ユーザンス輸入の、何れかの残高比率が25%を超過した場合
- 4) 期間1年以上の貨物代金前受け・前払い、輸出入ユーザンスの発生比率が10%超の場合
- 5) 来料加工の加工賃比率（加工賃÷輸出参考インボイス）が30%超の場合
- 6) 中継貿易の利益率が20%超である場合
- 7) 1件の外貨払い戻し額がUS\$ 50万を超過し、且つ、払い戻し回数が12回超の場合
- 8) その他

無償輸出入をすれば、通関と決済データに乖離が生じる。
輸入の場合は、無償条件で契約しても、輸入段階課税は、
適正時価（CIF価格ベース）に基づく必要があり、この関税評価額が、システムに登録される。
この結果、モニタリングシステム上は、適正時価に基づき輸入されたものの、
対外決済が行われなかったと記録され、上記1)・2)に抵触する懸念がある。
⇒ 「地域の許容値」は公表されておらず、どの程度の乖離まで認められるかは、事前判断ができず、
外貨管理システム（モニタリングシステム）に警告が表示されて、はじめて問題発生が認識できる。

⇒ 上海市の外貨管理局にヒアリングした結果では、
「許容値は公開できないが、乖離は20%以内に抑えた方がよいだろう」との回答。

結果として、恒常的に無償輸出入をすることは、当然避けるべき。
やむを得ない事情で対応とした場合、無償輸入する貨物・設備の金額と、企業の実績数値を鑑み、
個別判断をする必要が有る。

2. 無償輸出入が認められる場合

例外的に無償輸入が認められている内容を下記。

① 加工貿易（来料加工・無償提供設備）

来料加工は、外国企業の原材料提供・製品引き取りが無償で行われることは、制度上明確で、問題は生じない（関税・増値税も免除される）。

また、加工貿易企業の無償提供設備（中国語：不作価設備）は、税関総署・対外貿易経済合作部[1998]外経貿政発383号により認められており、無償輸入が可能。この制度に基づけば、関税が免除される。

② その他無償輸出入

税関輸出入管理体系には、「その他無償輸出入（税関管理番号：3339）」という項目があり、この方法で通関すれば、（適正時価に基づき、輸入段階課税（関税・増値税）を納付する必要はあるものの）無償輸出入が可能であり、モニタリングシステム上も乖離は生じない。

但し、この使用が認められるのは、「国際貿易において外国企業が中国企業に寄贈する物品、国際貿易において、外国企業が提供する試験車用材料、消耗性物品」等に限定。

よって、通常の貨物・設備の輸出入に使用することは、通常認められない（最終的には税関判断）。